別紙

関西電力株式会社第９８回定時株主総会における提案（大阪市・京都市・神戸市）

第１８号議案から２０号議案までは、大阪市・京都市・神戸市共同提案（３議案）

第２１号議案は、大阪市・京都市共同提案（１議案）

第２２号議案から２４号議案までは、京都市・神戸市共同提案（３議案）

第２５号議案から２９号議案までは、大阪市単独提案（５議案）

第３０号議案は、京都市単独提案（１議案）

第１８号議案　定款一部変更の件（１）　大阪市、京都市、神戸市の共同提案

▼提案の内容

「第1章　総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第５条の２　本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案理由

　電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確に示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、併せて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

第１９号議案　定款一部変更の件（２）　大阪市、京都市、神戸市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第１３章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（代替電源の確保）

第５０条　本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案理由

　脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のＩＰＰ・コジェネ買取を含むＭ＆Ａの強化等による供給力確保に最大限努めるとともに、代替電源の確保は、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を進めるべきである。

第２０号議案　定款一部変更の件（３）　大阪市、京都市、神戸市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第１４章　持続可能な社会の実現への貢献

（ゼロカーボン社会の実現への貢献）

第５５条　本会社は、地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギーを主力電源にした発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO2排出を2050年までに全体としてゼロとする。

２　本会社は、第２条に掲げる事業の実施を通じて、社会のゼロカーボン化に貢献する。

▼提案理由

　高い公益性・公共性を有する電力会社として、環境の保全と経済・社会の持続的発展へ貢献する脱炭素経営に取り組むことは不可欠であり、「ゼロカーボンビジョン2050」で示した方向性を長期にわたる経営の根幹に据え、揺るぎなく取り組むとの会社としての決意を表明・位置づけるものとして、発電をはじめとするすべての事業活動のゼロカーボン化の実現、社会のゼロカーボン化への貢献を「定款」に記載するべきである。

このゼロカーボン化は、原子力に依存することなく、2030年までに国内における供給電力の再生可能エネルギーの比率を45%以上にするなどの再エネの最大限導入・主力電源化を軸に、火力のゼロカーボン化、ゼロカーボン水素の活用により実現するべきである。

第２１号議案　定款一部変更の件　大阪市・京都市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第１３章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（事業形態の革新）

第５１条　本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の所有分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も、改正電気事業法の要請に応じるために、送配電事業については100%出資の子会社である関西電力送配電株式会社へ法的分離を行っているが、所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、さらなる事業形態の革新に取り組み、近年深刻化する災害等にも対応した送配電事業の実施と、競争的な市場環境の実現を図るべきである。

第２２号議案　定款一部変更の件（１）　京都市、神戸市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第１３章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第５２条　本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

２　前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案理由

　ウクライナにおける武力紛争での原子力施設への攻撃や福島原発事故を踏まえれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかである。

原子力発電を最大限に活用するため、７基体制の確立やリプレースを見据えた次世代軽水炉等の検討が進められているが、原子力発電を脱炭素社会実現のための選択肢と捉えるのではなく、再エネを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第１項の電力供給体制が構築されるまでの間において原子力発電所を稼働する場合は、既設発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

第２３号議案　定款一部変更の件（２）　京都市、神戸市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第１５章　脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

（気候関連のリスクと機会の開示）

第５６条　本会社は、パリ協定の長期目標と整合する2050年までのシナリオ分析を行い、移行計画を開示する。

２　第１項に基づくシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。

▼提案理由

TCFDに賛同署名し2050年2℃上昇シナリオを軸に、中長期にわたる気候変動に起因する事業リスクや事業機会が定性的に分析されているものの、パリ協定の目標に沿った投融資を受けるうえで、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す1.5℃上昇シナリオについて、具体的かつ定量的な気候変動に関する財務情報開示を積極的に行う必要がある。脱炭素を軸とした新しい価値と中長期的な視点を持ち、企業価値の向上と持続的な成長を果たしていくべきである。

第２４号議案　定款一部変更の件（３）　京都市、神戸市の共同提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第１５章　脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

（ＥＳＧ要素に連動する役員報酬制度の導入）

第５７条　本会社は、二酸化炭素の排出削減を推進する経営体制を確保するため、ＥＳＧ要素に連動する役員報酬制度を導入する。

▼提案理由

経営陣が主体的・積極的に脱炭素を軸とした取組を進めていくため、二酸化炭素排出削減目標の達成状況等をはじめとするESG要素に連動する役員報酬制度を導入する必要がある。パリ協定の長期目標と整合する削減目標を着実に達成することにより、持続可能な発展に貢献していくべきである。

第２５号議案　定款一部変更の件（１）　大阪市単独提案

▼提案の内容

「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（報酬等の開示）

第５条の３　社会との信頼関係を築くために必要な経営に関する情報として、途中

退任者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また取締役及び執

行役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。

▼提案理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

また、令和３年度における報酬開示関連提案は、株主からの提案の中で高い賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高い。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであることから、期末時点に限定することなく、途中退任した者も含めた全ての取締役及び執行役の報酬に関する情報、また、不透明な退任後の支払いを防止するため、取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等に関する情報を併せて個別に開示するとともに、定款記載事項として恒久化すべきである。

第２６号議案　定款一部変更の件（２）　大阪市単独提案

▼提案の内容

　本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第１３章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発と安全性の確保）

第５３条　本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、次の各号の要件をすべて

満たせる見通しが立たない限り、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

(1)天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安 全対策

(2)原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設

(3)使用済み核燃料の最終処分方法の確立

２　前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、需要家に対する電力の安定供給の責任を果たすため、代替電源の創出、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、厳密に予測された電力需要のもと、真に需要が供給を上回ることが確実となるなど国民生活への多大な影響が避けられない場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案理由

原発での過酷事故の発生は広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがある。また、原発が戦闘行為の対象となるリスクも顕在化した。使用済核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない状況も踏まえると、速やかに原発を廃止すべきである。

一方で、電気事業は高い公益性・公共性を有することから、需要抑制や代替電源の確保に努めた上でもなお、代替電源の欠損・著しい燃料高騰等により代替電源の安定確保や電気料金高騰の抑制が困難となり、市民の生活を守るため、やむを得ず原発を稼働させる場合も、必要最低限の範囲に限り、万全の安全対策を講じることは不可欠である。

また、国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに、本提案を実行し、十分な説明責任を果たすべきである。

第２７号議案　定款一部変更の件（３）　大阪市単独提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第１３章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（安全文化の醸成）

　　第５４条　本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々に

社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けるこ

とのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

第２８号議案　定款一部変更の件（４）　大阪市単独提案

▼提案の内容

「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（再就職受入の禁止）

第５条の４　取締役、執行役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れ

はこれを行わない。

▼提案理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていくことが必要であり、取締役、執行役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

第２９号議案　定款一部変更の件（５）　大阪市単独提案

▼提案の内容

「第４章　取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

（取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用）

第２０条　本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

▼提案理由

関西電力が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。

さらに役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、取締役会及び監査役会が十分に機能しないなど、コーポレート・ガバナンスが機能不全に陥ったことから、取締役会の経営監督機能を向上させ、経営の客観性及び透明性を高めるため、取締役のうち社外取締役を過半数とすること等を定款記載事項として恒久化すべきである。

第３０号議案　定款一部変更の件　京都市単独提案

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第１５章　脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

（発電事業の脱炭素化）

第５８条　本会社は、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力受給契約の締結を行わない。

▼提案理由

電力業界の中で先駆けて、事業活動に伴うCO2排出を2050年までに全体としてゼロにすることを掲げているが、真に2050年カーボンニュートラルを実現するためには、着実に、地球温暖化の防止に向けたパリ協定の1.5℃目標に整合する事業運営を実施していく必要がある。

火力も含めた電源のゼロカーボン化への取組を進めているが、当該国の政策に適合しかつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き今後新規計画を行わない、というだけでなく、石炭火力発電所を新設しないことを明確な経営方針として掲げたうえで、二酸化炭素を排出しない電力供給体制へ転換する必要がある。